



URL <https://kanagawanet.org/>

コロナ禍で

市民生活に広がる格差

山崎さゆき(大和市民会議/市議)

4度目の緊急事態宣言が10月1日、解除されましたが、長くコロナ禍は弱者に厳しい格差社会の現実を浮き彫りにしています。

2021年10月現在の完全失業率は2・8%でコロナ禍以前より高くなっています。これは、非正規やパート・アルバイトなどの失業が大きく影響していると言われています。コロナ禍では女性の自殺者が増加しています。経済的事由による自殺は、防がなければなりません。

厚労省はコロナ禍による困窮家庭に経済的支援対策を打ち出しています。主に休業等理由で一時的に生活資金が必要な人への「緊急小口資金」(20万円以下1回のみ)と、主に失業した人向けの生活費の「総合支援資金」(月20万円以下×3カ月間、最長9カ月の貸付制度)があります。相談窓口は各市町村の社会福祉協議会となっています。無利子といえども、どちらも貸付なので返す必要があり、所得の減少が続いている場合は、償還は免除されるケースもあり、コロナ禍、生活保護に至る前の市民のセーフティネットとなっています。

貸付状況から

みえる課題

今回、神奈川ネットは生活福祉資金について各市町村の貸付

生活福祉資金貸付状況調査

2021年8月31日現在(世帯)

Table with 6 columns: City, Total Households, Emergency Small Loan, Comprehensive Support Loan, Extension Decision, Repayment Decision. Lists 20 cities including Yokohama, Kawasaki, Sagami, etc.

神奈川県資料より抜粋

状況を調査しました。県全体で「緊急小口資金」の利用は8万7104世帯で全体の2・04%。「総合支援資金」の利用は5万6526世帯で1・32%になっています。総合支援資金の延長をした世帯はその内45%、再貸付を受けた世帯はその内75・6%にも上ります。失業などで長期間生活に困窮している世帯が多いことがわかります。一方で、すでに貸付期間を終えた世帯も増えていると考えられ、国は「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金制度」を用意しましたが、利用要件が厳しく、利用は8月末で県内3332世帯に留まっています。

資金の償還は早い世帯は2022年4月から始まる。自立が困難な場合は生活保護への円滑な受給につながることは必要ですが、受給には資産要件の壁が高く、生活保護制度への偏見や差別など様々なハードルがあります。子ども食堂やフードバンク、パントリー

支援メニューの活用を

予定です。第5波は落ち着きませんが、コロナの収束はまだ見えてきません。償還時期が迫り、精神的にも大きな負担となつていきます。償還免除などの説明を丁寧に行うことはもちろん、再貸付に当たる世帯には償還の必要のない「給付」にするなど、困窮者に寄り添った支援形態が望まれます。

などの市民による活動も拡がっていますが、共助にだけ頼ることがあつてはならないと考えます。県内でも総合支援資金の再貸付を受けている1万9251人は、様々な困難を抱えている可能性も高く、手持ちの生活資金が無くなり、生活保護制度も使えない、使いたくない人への伴走支援は急務となつていきます。市民の活動の現場とも連携しながら、公助の役割の提案を続けていきます。



下水道整備と安定経営

視点



根本 さち子 (神奈川ネット/逗子市議)

市町村の下水道処理センターの整備から40〜50年近く経過し、建物の劣化も進んでいます。今後20〜30年ほどで耐久年数を超えるなど、建て替えを視野に入れた再整備の検討が必要となる自治体が出てきました。下水道には3つの役割があり、汚水を排除し、まわりの衛生環境を保持すること、下水処理を施し河川等水域の水質汚濁防止をして環境を守ること、内水対策によりまちを浸水から守ることです。生活排水等の汚水は汚水管、雨水は雨水管を通じて、河川や海に流れ込みます。一部の自治体では合流式もあります。まさに重要なまちの生活インフラです。

処理場の耐久年数の限界が視野に入ってきたことで、水道料金の値上げをせざるを得ない自治体が出てきています。下水道料金は、市民の生活コストの直接的負担増になります。低所得者層に配慮しながら、全般的には料金設定を見直していくことは、人口減少社会と老朽化対策では避けて通れません。建て替え等の建設費において、市債などの公債負担が大きな課題となれば一般会計からの繰り出し金にも影響し、一般会計の財政規律に波及して結局負担増になります。

下水処理場の建設には、国の交付金(2分の1)や市債が充てられます。また処理場の運転管理費や施設・整備費などがランニングコストとしてかかり、下水道使用料を主な収入として施設の維持管理を支えています。自治体により人口構成や人口密度が違いため下水道使用料の算定期間は3年から5年とされ、見直しができるようになっていきます。

下水道事業の支出は、雨水に関する経費は一般会計から、汚水(生活排水)は使用料を充てる雨水公費・汚水私費の原則があります。今後予想される人口減による汚水量の減少は収入減に直結し、気候変動による雨量の増加は一般会計繰入金増となつて、下水道会計と一般会計の双方を圧迫します。大規模な歳出が予想される処理場は、財源を含め、早期に修繕・改修・建て替え計画を各自自治体が策定する必要があります。持続可能な生活インフラとしての安定的な下水道事業経営に向けてこれからも提案します。